

香川県高齢者 A S V 購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県高齢者 A S V 購入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）（第8条から第16条の規定を除く。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、A S V（先進安全自動車）の普及促進を図り、高齢ドライバーの交通事故を抑止するため、県内に居住する65歳以上80歳未満の者について、自ら使用するための A S V の購入に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「乗用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する自動車であって、自家用かつ乗用の用途に供するものをいう。
- (2) 「新車」とは、乗用車のうち法第7条に規定する登録（以下「新規登録」という。）を初めて受けることとなるもの、又は法第59条第1項に規定する自動車の新規検査（以下「新規検査届出」という。）を初めて受けることとなるものをいう。ただし、中古の輸入車は除く。
- (3) 「衝突被害軽減ブレーキ」とは、レーダー等で前方障害物を検知し、障害物に衝突するおそれがある場合に運転者へ回避操作を行うよう警報し、さらに障害物との衝突が避けきれないと判断した場合には、障害物との衝突による被害を軽減するため自動的にブレーキ制御を行うものをいう。
- (4) 「衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）」とは、前方の歩行者も検知する機能を備えた衝突被害軽減ブレーキをいう。
- (5) 「車線逸脱警報」とは、走行車線を認識し、車線から逸脱した場合あるいは逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報が作動するものをいう。
- (6) 「レーンキープアシスト」とは、走行車線を認識し、高速道路の直線路等で車線を維持して走行するのに必要なハンドル操作力を軽減するよう支援するものをいう。
- (7) 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」とは、前方又は後方に障害物がある状況で、ブレーキを踏むべき時に、万一誤ってアクセルを急に踏み込んでも、急加速を抑制し、事故を防ぐものをいう。
- (8) 「先進ライト」とは、自動切替型前照灯（前方の先行車、対向車等を検知し、ハイビームとロービームを自動的に切り替える機能を有するヘッドライト）、自動防眩型前照灯（前方の先行車や対向車等を検知し、ハイビームの照射範囲のうち当該車両のエリアのみを部分的に減光する機能を有するヘッドライト）又は配光可変型前照灯（ハンドルや方向指示器などの運転者操作に応じ、水平方向の照射範囲を自動的に制御する機能を有するヘッドライト）をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付対象となる乗用車（以下「補助対象車」という。）は、次の各号に掲げる全ての装置（以下「A S V 装置」という。）が搭載されたものであって、別に定める期間内に新規登録

又は新規検査届出が行われたものとする。

- (1) 衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）
- (2) 車線逸脱警報又はレーンキープアシスト
- (3) ペダル踏み間違い時加速抑制装置
- (4) 先進ライト

2 前項のASV装置を搭載することができる車種・型式等は別に定める。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、1台につき3万円とする。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める書類を添付して、補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 一の申請者に対する補助金の適用は、年度内に1台限りとする。

3 交付の申請は、次の各号の全ての要件を満たなければならない。

- (1) 申請者は、非営利かつ自ら使用する目的で補助対象車を購入した者であること。
- (2) 申請者は、申請しようとする年度と同一年度内に補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 申請者は、補助対象車に係る法第60条第1項に規定により交付される自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に記される使用者と一致すること。
- (4) 補助対象車に係る自動車検査証の使用の本拠の位置及び使用者の住所が県内にあること。

（交付の決定及び補助金の支払）

第7条 知事は、前条の交付の申請があったときは、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

（財産の管理）

第8条 規則第22条第2項第4号に規定する財産は、補助金の交付を受けて取得したASV（以下「補助金交付ASV」という。）とする。

2 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、補助金交付ASVの新規登録日又は新規検査届出日から1年間とする。

3 補助金の交付を受けた者は、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由等により、補助金交付ASVが毀損し、又は滅失したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けた者は、前条第2項に規定する期間中において、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供するなど補助金交付ASVを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事の承認を受けて補助金交付ASVを処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(県による調査)

第10条 知事は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して補助金交付A S Vの使用等に関する調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、県が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。